

# 募集型企画旅行条件書

## 1. 本旅行条件書の意図

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第13条の5に定める契約書面の一部となります。この取引条件説明書面に定めのない事項は当社企画旅行約款募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

## 2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株)エスティーアートラベル(東京都渋谷区幡ヶ谷2-7-2観光庁長官登録旅行業 937号、以下「当社」といいます)が募集する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下『旅行契約』といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表、及び標準旅行業約款、募集型企画旅行契約の部)によります。
- (3) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス<sup>以下、(旅行サービス)</sup>といいます。】の提供を受けることができるよう、手配し、旅行管理することを引き受けます。

## 3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いたく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承認し申込金を受領したときに成立するものいたします。
- (2) (A)当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受けることがあります。この場合は予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認の上申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (B) (B)ネット予約・店舗でお支払いをする場合には、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでのお申込みの場合には、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承認する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通常契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

ただし、定期間、特定コースにつきましては別途パンフレットに定めるところによります。また、上記表内の「旅行代金」とは、第5項の「基準旅行代金」をいいです。

- (4) 当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「キャンセル待ちの取扱い」といいます。)をすることがあります。
- (A) お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待たただける期間(以下「キャンセル待ち期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約を成立しておらず、また、当社は、将来某旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (B) 当社は、前(A)の申込金相当額(預り金)として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承認した旨を通知とともに預り金を申込金に充当します。
- (C) 旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承認した旨の通知をお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
- (D) 当社は、キャンセル待ち期間内に旅行契約の締結を承認できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (E) 当社は、キャンセル待ち期間内に当社が旅行契約の締結を承認する旨を回答する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

- (3-2. 団体・グループ契約)
  - (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあつた場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
  - (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
  - (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現在負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
  - (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後ににおいて、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 4. お申し込み条件

- (1) 18才未満の方の親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行の条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他の社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が当社に対する暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を以て当社の信用を棄損したり業務妨害を行なうなどの行為を行なった場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になつてゐる方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性がある方、身体障害者補助犬(盲導犬、導導犬、介助犬)をお連れの方その他の特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨を申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの中止になった場合はお直ちにお申し出ください。)。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (7) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の安全確保及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれをお申し出いただくことがあります。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置にかかる費用は原則としてお客様の負担とします。

- (9) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)をお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間に以内にご連絡いたします。
- (10) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をさせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

- (1) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で受け付ける場合があります。
- (2) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ又はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表をお渡しする場合、原則として旅行開始日の2週間前~7日前にはお渡しします。(既に航空券を発行している場合、別途発券料にかかる費用を請求する場合があります)また、契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 6. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日よりにお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日よりにお申込みの場合は、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表をお渡しする場合の前日までにお渡しします。原則として旅行開始日の2週間前~7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウイーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間隔にお渡しすることができます。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

## 7. 旅行代金について

- 旅行代金(基準旅行代金)とは、パンフレット等に明示されたコースの代金に追加代金を加えた金額をいいます。旅行代金は、第3項の「申込金」、第15項(1)のAのア)の「取消料」、第15項(1)のBのア)の「違約料」、及び第23項の「変更償備金」の額の算出の際の基準となります。子供代金は旅行開始時に満2歳以上12歳未満のお子様に適用します。また1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様の代金です。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行代金に明示した航空(エコノミークラス)、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃(最級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します)。
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所) / 旅行日程に「お客様負担」とは「各自」と表記してある場合は除きます。
- (3) 旅行日程に明示した料金の料金(バス代金・ガイド料金・入場料)。
- (4) 旅行日程に明示したホテルの宿泊料金および税・サービス料金(カタログ等に特に別途の記載がない限り、2人部屋に2人ずつ泊宿を基準とします)。
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金および税・サービス料金
- (6) 手荷物の運搬料金  
一人旅客スーツケース 1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお一人様 20キロ以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によつて異なりますので、詳しくは係員にお尋ねください。また、一部の空港・駅・港・埠頭などではボーリーカーがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していく場合があります)。
- (7) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用
- (8) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ  
上記諸費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくて原則として払い戻しはいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)から(8)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
  - (2) クリーニング代、電線、電話料、ホテルのボーキー・メイトに対する心付、その他追加飲食費等個人の性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料  
傷害・疾病に関する医療費
  - (3) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・旅券紙代、査証料、預防接種料金、渡航手続代料金等)
  - (4) 希望者のみが参加されるオプショナルツア(別途料金の小旅行)の料金
  - (5) 日本国内のご自宅と集合地・解散地間の交通費、宿泊費等
  - (6) 空港施設使用料、空港税・出港税等(以下空港税等)運送機関が政府その他の機関に機関代にて受け取っているもの。但し、空港税等を含んでいことを表記されているコースを除きます。空港税等についてはコースにより旅行代金とは別に日本でお支払いいただく場合と、現地でお支払いいただく場合があります。
  - (7) 運送機関の料金付加運賃・料金、但し、パンフレット・ホームページ等に記載の料金を表記してある場合を除きます。

## 10. 追加代金

- 第7項いう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

- A) お1人部屋を使用される場合の追加代金。
- B) ホームページ、パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテルは当社部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- C) 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- D) ホームページ、パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- E) ホームページ、パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
- F) 平日・休日・及び出奔・帰着曜日による追加代金。
- G) その他のホームページ、パンフレット等で「×××××追加代金」と称するもの(ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定に希望をお受けする旨ホームページ、パンフレット等に記載した場合の追加代金等)。

## 11. 旅券・査証について

- (1) ご旅行に要する旅券・査証・預防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただけます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができないと/orその責任を負いません。
- (2) 渡航先の国は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ、パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

## 12. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約締結であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止め不得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合はお渡しに基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置にかかる費用は原則としてお客様の負担とします。

## 13. 旅行代金の額の変更

- (1) 申込金、取消料、変更償備金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。
- (2) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行契約を締結した後でも契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合はお渡しに基づき、当社がお客様のご負担になります。
- (3) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合の申込日のから、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間に以内にご連絡いたします。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をさせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

- (3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。詳しく経済情勢の変動により通常予想される程度を基に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して15日目にはある日より前にお知らせいたします。
- (4) 奇数人數でお申し込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けたとした旅行にあって、複数でお申し込みのお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けのほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

## 14. お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただけます。この際、交替に手数料として10,000円(消費税別)をいただけます。(既に航空券を発行している場合、別途発券料をいただけます)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 15. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前の解約
    - A) お客様の解除権
      - (ア) お客様はホームページ、パンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申出は、お申し込み日の営業時間内にお受けします。
      - (イ) お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
        - a. 旅行契約の内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるもののその他の重要なものである場合に限ります。
        - b. 第13項(1)に基づき、旅行代金が額を改定されたとき。
        - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等に関する旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他のその他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるときで大きいとき。
        - d. 当社のお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同様に修正する場合に限ります。
        - e. 当社の責任に帰すべき事由により、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となるとき。
        - f. 当社の責任に帰すべき事由により、旅行代金が額を払い戻しになったとき。
      - (ウ) 当社は本項(1)のA)のア)により旅行契約が解除されたときは、既に受取っている旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しました。取消料が申込金で足りない場合は、その差額を申受けます。また本項(1)のD)により、旅行契約が解除されたときは、既に受取っている旅行代金(あるいは申込金)を払い戻しました。
    - (2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日前以降~3日前まで
      - a. 旅行代金の20%
    - (3) 旅行開始日の前々日~当日の旅行開始直前まで
      - a. 旅行代金の50%
    - (4) 旅行開始後及び無連絡不参加
      - a. 旅行代金の100%
- \*特定日とは、4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7に旅行を開始する旅行に適用されます。
- 当社はお客様による旅行契約が解除されたときは、すでに受取っている旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻します。取消料が申込金で足りないときは、その差額を申し受けます。

- B) 当社の解除権
  - (ア) お客様がお申込みの場合は、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)のA)のア)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただけます。
  - (イ) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
    - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
    - b. お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することができます。
    - c. お客様が頻繁、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に参入できないと認められたとき。
    - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げられるおそれがあると認められたとき。
    - e. お客様の契約内容に關する知識的範囲を超える負担を求めるとき。
    - f. お客様の人数がホームページ、パンフレットに記載した最少催行人員を満たないとき。この場合は4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間に外で旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止の通知を受けたとき。
    - g. スキー目的在于する旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがあると認められるとき。
    - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能になるおそれがあると極めて大きいとき。
    - i. 上記hの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」という警報情報が出されたとき。(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします)。その場合のお取消料については、本項(1)のA)の工に範囲を拡げます。
    - j. 上記hの一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用して運航する場合、ならびにチャーター便を利用して運航する場合において、航空会社による関係国政府の許認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されたとき。当社は本項(1)のB)により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払

い戻しいたします。また本項(1)のB)のイ)により旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

## (2) 旅行開始後の解除

### A) お客様の解除・払い戻し

お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(イ) 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

(ウ) 本項(2)のA)のイ)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由による戻し合い場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### B) 当社の解除・払い戻し

旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が第4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げること。

d. 天災地変、戦乱、暴動、連絡・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の社会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

e. 上記c の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」という危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

(イ) 解除の効果及び払い戻し

本項(2)の(2)のA)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払うなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいかだその提供を受けない旅行サービスに係る部分の費用から当社が該当旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

(ウ) 本項(2)の(2)のA)、d)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

(エ) 当社が本項(2)のB)のA)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約關係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 16. 旅行代金の払い戻しの時期

(1) 当社は、「第 13 項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前 15 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に付し戻すべき賃金が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しに於ては翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しに於てはホームページ、パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

(2) 本項(1)の規定は、第 19 項（当社の責任）又は第 21 項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を使用することを妨げるものではありません。

## 17. 当社の指標

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 18. 添乗員

(1) 添乗員の同行の有無はホームページ、パンフレットに明示いたします。

(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他の当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。

(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

(4) 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までといたします。

## 19. 当社の責任

(1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を行なされた者の故意又は過失により、お客様に損害を被ったときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に對して通知があつた場合に限ります。

(2) お客様が次に示すような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

A) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中断

B) 連絡・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

C) 連絡・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中断

D) 官公署の命令、国外の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

E) 自由行動中の事故

F) 食中毒

G) 盗難

H) 連絡機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して申し出があつた場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお 1 人あたり最高 15 万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合は除く）となります。

(4) 航空運送契約または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約（重複予約）をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

## 20. 特別備備

(1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社契約特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（2500 万円）、後遺障害補償金（2500 万円を上限）・入院見舞金（4 万円～40 万円）及び通院見舞金（2 万円～10 万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物 1 個又は 1 对あたり 10 万円を上限、1 募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円を上限とします。）を支払います。

(2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日に於ては、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中にはいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登攀（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハママ、等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハン

ググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライド機、ワールドライド機）搭乗、ジャイロコプター搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び現金支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、バスカード、免許証、査定証、現金証書、貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）各種データその他のこれらに準するもの、コンタクトレンズ等の当社紹介に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといいます。

## 21. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社契約の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害賠償を申受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に於いて、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

(4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により治療を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 22. オプショナルツアー又は情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を受取して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプショナルツアー」といいます。）の第 20 項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、ホームページ、パンフレット等で「企画者：当社」と表示します。

(2) オプショナルツアーの運行事業者が当社以外の現地機関である旨をホームページ、パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアーの運行参加中にお客様に発生した第 20 項（特別補償）で規定する損害に對しては、同様の規定に基づき補償金又は見舞金を支払いません（但し、当該オプショナルツアーのご利用日が生じた募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます）。また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法に拠ります。

当社は、ホームページ、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスマートフォン等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスマートフォン等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第 20 項の特別補償規程は適用します（但し、当該オプショナルツアーのご利用日が生じた募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます）。また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法に拠ります。

当社は、ホームページ、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスマートフォン等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスマートフォン等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第 20 項の特別補償規程は適用します（但し、当該オプショナルツアーのご利用日が生じた募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます）。

23. 旅費保険

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の A)・B)・C) に規定する変更を除きます。）は、第 7 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更に於いて当社に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生するこれが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

(2) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。）

ア) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等の当初の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（B) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（C) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（D) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（E) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（F) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（G) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（H) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（I) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（J) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（K) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（L) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（M) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（N) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（O) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（P) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（Q) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（R) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（S) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（T) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（U) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（V) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（W) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（X) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（Y) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（Z) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（A) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（B) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（C) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（D) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（E) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（F) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（G) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（H) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（I) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（J) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（K) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（L) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（M) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更補償金を支払いません。

（N) 旅行日程に支障をもたらす天候悪化、天災地変、イ・戦乱、ウ・暴動、エ・官公署の命令、オ・欠航、不通、不運、休業等連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ) 運賃・滞在料等の変更等に於いては、当社は変更